

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月21日
【会社名】	ウェーブロックホールディングス株式会社
【英訳名】	WAVELOCK HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼執行役員社長 木根 純
【本店の所在の場所】	東京都中央区明石町8番1号
【電話番号】	03(6830)6000(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 管理本部長 石原 智憲
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区明石町8番1号
【電話番号】	03(6830)6000(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 管理本部長 石原 智憲
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年6月20日開催の当社第55期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成30年6月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役8名選任の件

木根淵純、福田晃、青木隆志、石原智恵、助川達夫、石井健、小関健および山木浩の各氏を取締役に選任するものであります。

第2号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件

取締役等（当社の取締役、執行役員および一部子会社の一部取締役（ただし、社外取締役を除く。））の報酬として、株式報酬制度を導入いたします。当社は、平成31年3月末日で終了する事業年度から平成33年3月末日で終了する事業年度までの、連続する3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として当該制度を導入し、各対象期間ごとに合計6,000万円（うち当社の取締役分として4,115万円）を上限とする資金を拠出し、当該信託を通じて96,900株を上限とする当社株式等の給付等を行うこととなります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案				(注)1	
木根淵 純	62,562	239	2		可決 99.28
福田 晃	62,563	238	2		可決 99.28
青木 隆志	62,572	229	2		可決 99.30
石原 智恵	62,562	239	2		可決 99.28
助川 達夫	47,654	15,147	2		可決 75.62
石井 健	62,564	237	2		可決 99.28
小関 健	62,562	239	2		可決 99.28
山木 浩	62,563	238	2		可決 99.28
第2号議案	62,656	324	2	(注)2	可決 99.43

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上